

広島県教育委員会規則第七号

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成二十八年広島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の実施等)</p> <p>第三条 次に掲げる者以外の一般職の県費負担教職員（以下「職員」という。）について実施する人事評価は、次章から第五章までに定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その他広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、次章から第五章までに定める人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員</p> <p>2 前項各号に掲げる者に係る人事評価の取扱いについては、別に教育長が定める。</p>	<p>(人事評価の対象者)</p> <p>第三条 人事評価は、次に掲げる者以外の一般職の県費負担教職員（以下「職員」という。）について実施する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その他広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。